

県内介護サービス施設・事業所 御中

兵庫県福祉部高齢政策課長

**令和 6 年度介護業務における生産性向上支援（業務改善支援）事業
の実施について（通知）**

平素は、兵庫県の高齢者福祉行政の推進にご尽力いただき、ありがとうございます。
さて、介護サービス事業所での介護業務における生産性の向上を図るため、別添「兵庫県介護業務における生産性向上支援（業務改善支援）事業実施要綱」に基づき、標記事業を実施します。

については、本事業の実施を希望する場合、下記により申請をお願いします。

記

1 対象施設

介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業所
（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く）

2 補助対象経費、補助率及び補助額

	本事業とあわせて、令和 6 年度介護業務における労働環境改善支援事業・業務効率化支援事業により介護テクノロジーを導入する介護事業所において実施する場合	左記以外の場合
補助対象経費	①生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から業務改善の取組みの支援を受けるための費用（コンサルティング経費） ※ 消費税は除く ②介護テクノロジーを導入・活用するにあたり必要となる職員のスキルアップ研修や、生産性向上の取組等に関する相談対応等の支援を受けるための経費 ※ 消費税は除く	①生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から業務改善の取組みの支援を受けるための費用（コンサルティング経費） ※ 消費税は除く
補助率	4 / 5	1 / 2
補助額	1 事業所当たりの補助対象経費の額の 4 / 5 と補助上限額（上限 48 万円）を比較していずれか低い額	1 事業所当たりの補助対象経費の額の 1 / 2 と補助上限額（上限 30 万円）を比較していずれか低い額

3 申請要件

本県が指定する介護テクノロジー導入支援研修（基礎編）を受講すること。

本研修では、介護現場での生産性向上の取組が必要とされる背景等について動画で解説します。オンデマンド形式で配信するので、県が指定する期間に視聴してください。

受講URL：

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScy0-wEF7TpEp6b7QF0DHSCrQZb5WS0RuM3kIfzh8Kmh7drSA/viewform>

4 提出書類

(1) 補助金交付申請書（様式第1号、様式第1号の2）

(2) 別紙1-1（所要額調書）及び別紙1-2（実施計画書）

(3) 債権者登録書

(4) 参考資料

・「第三者による業務改善支援」については、業務改善支援事業者の選定にかかる見積書等

・「生産性向上研修・相談」については、概要がわかる資料（募集要項等）

5 提出方法

電子データを電子メールにより提出してください。

6 提出先

メールアドレス：hojokin-koureiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

※ 件名は「介護業務における生産性向上支援事業申請【施設名】」としてください。

7 提出期限

令和6年9月2日（月）

9 その他

(1) 本事業の申請に当たり、事業実施の必要性等について事業所内で十分に検討してください。

(2) 過去に本事業の補助を受けたことがある事業所は申請できません。

(3) 生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善支援事業者）は、本事業による個別の委託契約先となった介護事業所に対しては、「介護業務における労働環境改善支援事業・業務効率化支援事業」における補助対象機器等の購入先となることはできません。

(4) 生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善支援事業者）に本事業を申請する法人の役員が在職している場合、本事業は申請できません。

(5) 生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善支援事業者）と委託契約は、交付決定日以降に行ってください。

【問合せ先】

福祉部高齢政策課介護基盤整備班（担当：佐藤）

TEL 078-341-7711（内線2974）

FAX 078-362-9470